

ひじ暮らし体験宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、移住定住を目的として町内の宿泊施設を利用する者の宿泊費に対し、予算の範囲内でひじ暮らし体験宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日出町補助金等交付規則（平成20年日出町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「宿泊施設」とは、町内において事業所を有し、かつ、事業を行う事業者（町を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館業の営業の許可を受けている者
- (2) 宿泊証明書を発行できる者

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、大分県内の市町村の住民基本台帳に記録されていない者であって、町への移住定住を目的とする活動を行うために宿泊施設を利用するものとする。

2 前項に規定する町への移住定住を目的とする活動は、次のいずれかの活動とする。

- (1) 町内において、住居又は仕事を探すための活動
- (2) 町の文化、歴史、生活環境、気候及び風土を知るための活動
- (3) 町が主催又は共催する町内への移住定住に関する行事への参加
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に認める活動

3 第1項に規定する者のほか、当該者と同時に同じ宿泊施設を利用する場合は、当該者と同一の世帯に属する者（4人を上限とする。）を補助対象者とすることができる。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町内の宿泊施設において1人1泊当たりの宿泊料（附帯施設の利用料金その他の経費を除く。）から2,000円を控除した金額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1人1泊当たり補助対象経費に相当する額とする。ただし、上限を2,000円とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1人当たり2回までとし、1回当たり3泊を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する町長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) ひじ暮らし体験事業計画書（様式第1号）

(2) 補助対象者全員の住民票の写し

2 補助金の交付申請は、代表者が宿泊施設に宿泊する5日前までに行わなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第10条第1項第2号に規定する町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) ひじ暮らし体験事業実績調書（様式第2号）

(2) 宿泊施設が交付する宿泊証明書の写し

(3) 補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。